

令和7年度 いこま寿大学 第1回学生委員会(事務局より)

令和7年4月21日(月) 午後2時～

コミュニティセンター4階 402～404

1. 開会

2. 事務局紹介

3. 学生委員(クラブ長)紹介

4. 事務局からの連絡事項

- ① クラブ学習時の生涯学習施設の使用について…………… 別紙1
- ② 寿大学生による生涯学習施設の使用について…………… 別紙2
- ③ コミュニティセンターの使用について
- ④ ららぽーとの喫茶室の使用について
- ⑤ 一般教養学習会等の申し込み〆切について
- ⑥ 学習発表会(展示発表)用のクラブ活動時の写真撮影について
- ⑦ 学生委員会会則…………… 別紙3

学生委員会副委員長、書記……人数、選出範囲の変更

学生委員会開催回数……………5回程度

⑧ 今後の学生委員会の開催について

第2回 6月23日(月)

第3回 9月8日(月)

第4回 10月27日(月)

第5回 令和8年1月29日(木)

時間・場所：午後2時～ コミュニティセンター 4階 402～404

5. 警報等発令時の対応に関する注意事項

【クラブ学習・一般教養学習会・実務講習等、寿大学の学習活動全般】

- ・ 当日の午前7時の時点で生駒市又は学習で訪問する市町村に大雨や暴風等の「警報」発表や「避難指示」が発令されている場合は、終日休講とします。(個別に連絡はしません。)
- ・ 午前7時以降で活動開始前や移動中・活動中に発令された場合も、ただちに活動を中止し、安全を確認のうえ帰宅してください。
- ・ 「警報」、「避難指示」などの情報については、テレビやラジオの放送、気象庁のホームページ、生駒市ホームページ防災情報などで各自で確認してください。
- ・ 「警報」の発表等がなくても、「台風」や「線状降水帯」の接近等による荒天が予想される場合で、学習の実施に支障があると事務局が判断した場合は中止とし、前日又は当日学習開始までに事務局からクラブ長に連絡しますので、クラブ長は速やかにクラブ員に伝達をお願いします。

【ハイキングクラブの場合】

- ・ 学習活動全般に関する注意事項のほか、事務局が同行するクラブ学習が中止となった場合は、クラブ長からの連絡がつかない場合も考えられるため、事務局は集合場所に待機します。

- ・事務局が同行するクラブ学習が中止となった場合、新たに日程を組むことはできませんが、5回目以降のクラブ学習に振り替えて実施していただくことは可能です。(事務局は引率しませんが、行程表や資料を活用していただいて構いません。)

6. クラブ内でのグループLINEでの連絡について

- ・近年、LINEによりeメール以上に連絡が容易にできるようになった半面、短時間に応答がないと不信感を生じたり、個人的な書き込みがグループ全員に伝わり不快感を与え、行き違いや誤解を生むなどのトラブルが生じています。
- ・クラブ内のLINEグループでのやりとりは、クラブ学習等に関する連絡や情報(事実)交換の範囲までとし、私的な意見交換や議論は極力控えて、トラブルのない気持ちよいクラブ学習に努めてください。

7. 令和7年度の学生委員長、副委員長、書記の選出 役員候補者の紹介と承認

————— 休憩 —————

8. 学生委員会からの連絡事項(別途資料)

クラブ学習時の生涯学習施設の使用について

クラブ学習で生涯学習施設を使用するときは、下記の事項を守り、学習が気持ちよくスムーズにできるよう協力をお願いします。

1. 学習時の施設使用について

- ・学習活動の場として使用している生涯学習施設はいこま寿大学の専用施設ではありません。
- ・学習について不明な点がある場合は、直接いこま寿大学事務局(市役所 3 階44番窓口、電話 74-1111、内線番号 3740)にお尋ねください。

2. 施設到着～準備の例

(1) 施設の受付窓口でクラブ名を申し出る



(2) ファイルボックス(黄色又はオレンジ色・右の写真参照)を受け取る
(ファイルボックスは、いこま寿大学事務局が施設に預かってもらっています。)

<ファイルボックスに入っているもの>

- ・ファイルフォルダ(クラブごと・学年ごと)
- ・クラブ名表示用マグネットバー(絵画クラブは除く)
- ・太字マーカー(コーラスクラブ用)



(3) ファイルボックスから所属クラブのファイルフォルダを取り出す
<ファイルフォルダに入っているもの>

- ・出席簿
- ・クラブ名表示

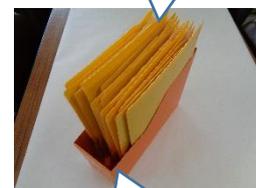
そのほか、各クラブで必要に応じ、物品(ホワイトボードマーカー、マイクなど)を窓口で申し出て借りる



(4) 学習場所(研修室など)で学習準備(机、イス、出席簿、クラブ名表示など)



(5) その他、学習内容により物品等の準備手伝いをお願いすることがあります。



ファイルフォルダ

ファイルボックス
(ボックス内に
クラブ名表示用マグネット
バー)、太字マーカー

3. 学習の開始から終了まで

- ・各年度第 1 回の学習の際は、事務局が学習開始時の説明、講師先生の紹介等を行います。
- ・第2回以降の学習の際は、学習場所の準備、出席の確認、学習開始時・終了時の号令や講師先生へのあいさつ等は、学生の皆さんで行ってください。

4. 学習終了後

- ・使用された机やイスは、室内の配置図などを見てもとの通りに片付けてください。ただし、同じクラブの違う学年・学部が午前・午後で使用する場合は、机、イスの出し入れの負担が相互に少なくなるようにしてください。
- ・施設の受付窓口で学習が終了したことを伝え、施設から借り受けた物品(ホワイトボードマーカー、マイクなど)は事務室に返却し、ファイルフォルダを元のボックスに戻してください。
- ・学習終了後、部屋の前や通路・ロビー等において大人数で集まることや、大きな声での会話は控えてください。

寿大学生による生涯学習施設の使用について

生駒市の生涯学習施設は、寿大学だけでなく、広く生駒市民をはじめとする一般利用者が所定の料金を負担し使用できる施設です。

寿大学生による生涯学習施設の無料での使用は、一般利用者の使用に配慮しつつ、寿大学生の活動を支援するため設けていますので、趣旨を損なうような行為は慎んで節度ある使用をお願いします。

いこま寿大学生が令和7年度内に生涯学習施設を無料で使用できる範囲及び申込方法は、次のとおりとします。

1. 使用目的、年間使用回数（上限）、申し込みできる期間

使用目的	年間使用回数（上限）	申し込みできる期間
クラブ内の打合せ （学生委員会の内容伝達など）	各クラブ6回	2カ月前の同日 から7日前まで

2. 使用できる施設

① たけまるホール	② コミュニティセンター（セイセイビル内）
③ 北コミュニティセンターISTA はばたき	④ 南コミュニティセンターせせらぎ
⑤ 図書会館	⑥ 芸術会館美楽来

3. 使用の申込方法

(1) 申込希望者が窓口又は電話で希望する部屋と時間の空き状況を確認



(2) 施設に使用を希望する部屋と時間の空きがあることを確認したら、使用申請はせず、直ちに寿大学事務局に連絡し、使用を希望する①施設・部屋、②日時、③使用目的を伝える。



(3) 寿大学事務局から使用を希望する施設に確認し、事務局から使用申請書を提出。施設が使用できない場合を除き、そのまま使用可

4. 使用に関する注意事項（使用回数、使用時間、使用目的など）

- ・各施設の1使用区分を1回分の使用とする。
ただし、たけまるホール大ホール、コミュニティセンター文化ホール、せせらぎホール、はばたきホール、図書会館市民ホールの全体使用のうち、正午から午後5時までの使用（1使用区分）は、2回分の使用とする。
- ・体調維持や日常生活への影響を考慮し、使用は午後5時までとする。
- ・各クラブで使用する場合、使用目的はクラブ内の打合せとし、クラブ学習の自主学習は無料使用の対象外（有料の一般使用扱い）とする。

いこま寿大学学生委員会会則

- 1 本会は、いこま寿大学学生委員会という。
- 2 委員会は、学年ごとに選出された各クラブ長及び立候補により選出された役員をもって構成する。
- 3 委員会は、学生相互の親睦を図るとともに、学生の意見・要望を取りまとめ、大学と連絡、協議し、運営に協力する。
- 4 委員会には、次の役員を置き、次の仕事をする。
 - ・委員長 1名 委員会の代表であり、委員会の議長を務める。
 - ・副委員長 1名 委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代行する。
 - ・書記 1名 委員会の審議内容を記録する。
- 5 役員は原則として立候補、推薦によって選出する。ただし、立候補及び推薦がない場合は新年度第1回目の委員会の会議（第8項で定める委員会の会議をいう。）において、くじ引きにより選出する。
- 6 役員の任期は、選出の日から翌年度第1回目の委員会の会議の日までとする
- 7 前任委員長は、次年度1年間学生委員会顧問として委員会を支援する。
- 8 委員会の会議は年5回程度開催し、第3項に記載のとおり連絡、協議を行う。招集は大学が行う。なお、特に必要があるときは、臨時会を開催することができる。
- 9 クラブ長が出席できない場合は、副クラブ長が代理で出席する。
- 10 委員会の議事進行等は、委員長、副委員長が行う。
- 11 クラブ長が委員長又は副委員長に選出されたクラブは、新たなクラブ長を選出することができる。
- 12 委員会の会議は、構成員の過半数の出席をもって成立とし、出席者の過半数の賛成をもって案件を可決する。賛否同数の場合は委員長の決するところによる。なお、委員長及び副委員長は議決に加わらない。

附則

（施行期日）

この会則は、昭和54年4月1日から施行する。

- 一部改正 昭和56年4月1日
- 一部改正 昭和57年4月1日
- 一部改正 平成6年4月1日
- 一部改正 平成22年4月1日
- 一部改正 平成23年4月1日
- 一部改正 平成24年4月1日
- 一部改正 平成25年4月1日
- 一部改正 平成27年4月1日
- 一部改正 平成28年1月1日
- 一部改正 令和6年4月1日
- 一部改正 令和7年4月1日